

仕様書

1 委託業務名

「京都市定住・移住応援団」ロゴデザイン業務

2 本業務の目的

「京都市定住・移住応援団」（以下「応援団」という。）が応援団として登録された団体等であることを端的に示し、また京都市が公民連携で人口減少対策に取り組んでいることをPRするための「ロゴ」をデザインする。

3 デザイン仕様

(1) 制作パターン

- ・ 「京都市定住・移住応援団」のロゴデザインを、カラー版、モノクロ版をそれぞれ作成し、2個1セットで1つの提案とする（提案に当たっては最大5案まで提案することが可能）。
- ・ ロゴデザインにおけるロゴタイプ※は、「京都市定住・移住応援団」の表記は必須とし、それ以外のロゴタイプの組み入れは、提案者の任意とする。
- ・ ロゴデザインにおけるシンボルマーク※の有無については提案者の任意とし、ロゴタイプのみでの提案も可とする（ワードマークやレタリング）。



(2) 色数・色味

- ・ ロゴデザインのカラー版の制作における色数については上限を設けない。ただし、色はすべてCMYKで表現できる色とし、特色（スポットカラー）は使用しないこと。

(3) デザインの修正

- ・ 本プロポーザルの審査を経て、受託候補者に選定され、契約締結に至った場合、提案いただいたデザインについて委託者・受託者による協議の上、必要な修正を行うことを前提とする。

(4) デザインに当たってのポイント

- ・ 若い世代（ターゲット像：18～39歳の日本国内に居住する男女）に訴求するシンプルなデザインであること
- ・ ターゲットが、応援団のことを、明るく、親しみやすい団体であるという印象を受けるようなデザインであること
- ・ ターゲットと同世代の方が運営・経営する企業や組織が、将来的に応援団に加入したいと思わせるようなデザインであること
- ・ 名刺等で使用する可能性があるため、名刺に掲載した場合でも認識できるデザインであること

4 ロゴデザインの使用想定

- ・ 各応援団が作成する広報用印刷物や名刺等への掲載
- ・ 京都市が発行するパンフレット、チラシ等への掲載
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 上記以外に、今後京都市が行う各種事業・情報発信において幅広く使用

5 「京都市定住・移住応援団」事業の概要・将来像等

- ・ ロゴデザインに当たっては、以下の事業概要やこれまでの取組、目指すべき将来像を参考とすること。

(1) 「京都市定住・移住応援団」について

- ・ 京都市の定住・移住促進に向けた取組に賛同し、応援いただける企業・団体等を「京都市定住・移住応援団」として登録し、公民連携で京都市への定住・移住の促進に取り組む事業。
- ・ 令和5年3月末に立ち上げ、100を超える団体を応援団として登録（令和6年8月末時点）。
- ・ 応援団が実施する定住・移住促進につながるサービス内容やイベント情報を京都市の移住ポータルサイトにおいて発信するほか、応援団から提案いただいた定住・移住促進につながる有効な提案について、公民連携で実証実験や具体的実践に取り組み、事業費用の一部を京都市が負担する。

▼京都市定住・移住応援団について

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/oendan/>

▼京都市定住・移住応援団の登録リスト

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000312984.html>

▼京都市定住・移住応援団との公民連携事業

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000326791.html>

(2) 応援団と京都市との連携・共創の促進

- ・ 新たな定住・移住促進事業の創出を促す観点から、応援団同士及び応援団と京都市とが連携を密にし、公民連携による定住・移住促進に向けた取組が一層加速するよう、公民が共創するためのプラットフォーム「京CLASS」（別紙参照）を構築している。

▼公民連携で住みたいまちをつくろう！「京都市移住・定住応援団」が目指す未来

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/2024030801/>

▼住みたいまちは自分たちでつくる。「京都市移住・定住応援団」交流会レポート

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/topics/2024032601/>

(3) 将来像

- ・ 応援団に登録された各企業・団体等がお持ちのアイデアやノウハウをまちづくりにいかしながら、「京都で働き、暮らし、子育てしたい」と、若い世代から選ばれる都市を目指す。

6 本業務の成果物となるロゴデザインに係る権利の取扱い

- ・ ロゴマークに係る所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む）、その他一切の権利（知的財産権を登録する権利を含む）を、納品データの提出時に京都市に無償で譲渡するものとする。
- ・ 受託者は、京都市に対し、作品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。
- ・ 受託者が、第三者に権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作者人

格権、著作隣接権その他一切の権利) が帰属するフォント・素材または方法等をロゴマーク中に使用するときは、その使用に関し、当該権利を有する者から書面による事前の承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任(使用料の支払いを含む)を受託者が負うこととする。

- ・ ロゴマークの発表及び展示に関する権利に関しても、京都市に帰属するものとする。
- ・ 本業務の受託実績を受託者が公表することを、京都市は妨げない。

7 契約締結後の業務の流れ及び成果物の納品

- ・ 契約締結後は、提案いただいたデザイン(複数案を提案された場合は、うち1点を京都市が選定する)について、委託者・受託者による協議の上、必要な修正を行う。
- ・ デザイン確定後は、カラー版・モノクロ版のデータ、及びそれぞれの白抜きデータを京都市に納品する。なお、ロゴの余白部分については、背景透過とする。



- ・ 納品するデータの仕様は、Adobe Illustrator により書き出した拡張子.ai の加工可能な状態のデータ、当該 ai データを変換した確認用 PDF のデータ、拡張子.png の画像データの3種類とし、CD-R又はDVD-R等のメディアにより提出すること。
- ・ 本業務において確定したロゴデザイン及びデザインコンセプト等の情報を、京都市公式ホームページ「京都市情報館」において、受託者名と合わせて公表する。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都市と十分な協議・調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市と協議し、その決定に従うこと。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託(以下「再委託」という。)し、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。

共創プラットフォーム「京CLASS」

共創プラットフォーム「京CLASS」 (Community, Learning, Act, Settlement, Supporters)

